

室蘭市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、室蘭市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、会議において特別な事項の調査及び審議を行うため必要があるときは、臨時の委員を委嘱することができる。

(委員及び臨時の委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員の任期は、前条第 3 項に規定する特別な事項の調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 会議は、部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、児童福祉所管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。